

グレーディングマシン貸付に関する規定

平成25年9月20日制定

(趣旨)

第1条 この規定は、ちばの木認証センターが所有する第2条規定する器具を第3条に規定する者に貸付けする場合の事務手続に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定において貸付対象の「器具」とは、次の器具をいう。(以下「器具」という。)

品 名:製材用グレーディングマシン HG-2001

(一般社団法人全国木材検査・研究協会 認定)

製造会社:東京都北区滝野川7-11-3 株式会社 エーティーエー

製造番号:966275

(貸付できる範囲)

第3条 器具は、本認証センターの業務を妨げない限度において、次の各号に掲げる者で、取扱説明の現地研修を受けた者に貸付けすることができる。

- 一 「ちばの木取扱事業者」として認定された者
- 二 「ちばの木の家づくり推奨店」として認定された者
- 三 「ちばの木活用コーディネーター養成講座」を修了した者
- 四 その他前各号に掲げる者に準ずる者であって、器具を貸し付けることが真にやむを得ないと認められる者

(貸付料)

第4条 器具を貸付ける場合は、原則として有償とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、物品を無償で貸付けすることができる。

- 一 教育・研究の用に供することを目的として、貸付けする場合
- 二 その前一号に掲げる場合に準ずる場合であって、器具を無償で貸し付けることが真にやむを得ないと認められる場合
- 3 貸付料については、一週間を限度として、金三千円とする。

(貸付期間)

第5条 器具の貸付けは、1週間を限度とする。ただし、限度を超える場合は、第6条の貸付け手続きを再度行い、所定の貸付料を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず無償貸付する場合は、その都度、貸付けに際して期間を設定する。

(貸出手続)

第6条 器具の貸出を受けようとする者は、会長に別記第1号様式によるグレーディングマシン借受申請書を提出しなければならない。

2 会長は、借受申請があった場合は、第3条に該当する者かを審査し、第4条の貸付料の納入を確認した上で貸付を決定し、申請者には別記第2号様式により許可するものとする。

(貸付の条件)

第7条 器具の貸付けを初めて受けようとする者は、当認証センターで器具の取り扱いの実地指導を受けなければならない。

2 器具の貸付け及び返却は、当認証センターでの手渡しで行うことを原則とする。

3 器具を借受した者は、別記第3号様式により、計測結果を報告しなければならない。

4 その他の条件として貸付許可の条件に従わなければならない。

附 則

この規定は、平成25年9月20日から施行する。

別記第1号様式

平成 年 月 日

グレーディングマシン借受申請書

ちばの木認証センター会長 様

住 所: _____

機 関 名: _____

代表者名: _____

担当者名: _____

電話番号: _____

FAX 番号: _____

下記のとおりグレーディングマシン一式を借受けたく申請いたします。

なお、重大な破損等を引き起こした場合は、その修理等に要する費用について、全額負担いたします。

記

1 借受する主な目的

2 借受の期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日まで

3 返却の予定日

別記第2号様式

ちばの木第 号
平成 年 月 日

グレーディングマシン貸付許可書

様

ちばの木認証センター
会長 吉岡 實

平成 年 月 日付けで借受申請のあったこのことについては、下記の条件を付して許可します。

記

1 貸付器具名等

品名：製材用グレーディングマシン HG-2001
(一般社団法人全国木材検査・研究協会 認定)
製造会社：東京都北区滝野川7-11-3 株式会社 エーティーエー
製造番号：966275

2 貸付期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日まで

3 返却予定日

平成 年 月 日

4 貸付料

金3,000円

5 その他

借受人は、別紙記載の貸付条件を遵守するものとする。

別 紙

貸 付 条 件

(経費の負担)

第1 貸付許可を受けた者（以下「借受人」という。）は、使用を許可された器具の引渡し、維持、修理及び返納、その他貸付に要する費用を負担しなければならない。

(貸付器具の保全義務等)

第2 借受人は、善良な管理者の注意をもって器具の維持・保全をしなければならない。

(転貸等の禁止)

第3 借受人は、使用を許可された器具を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(目的外使用の禁止)

第4 借受人は、使用を許可された器具を目的以外に使用してはならない。

(貸付器具の返納)

第5 借受人は、器具の貸付期間満了の日までに、ちばの木認証センターに返納しなければならない。また、借受人が貸付条件に違反した場合は、速やかに返納しなければならない。

(弁償責任)

第6 借受人は、器具を亡失又は損傷したときは、相当の弁償をしなければならない。

(亡失及び損傷の報告)

第7 借受人は、器具を亡失又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を会長に提出しなければならない。弁償等の補償については会長の指示に従うものとする。